令和８年（フ）第１９５９号
愛知県あま市七宝町遠島鳥居先208番地10
債務者　ＡＧＡＴＯＮ　ＪＩＮＡＬＹＮ
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９６４号
名古屋市千種区南ケ丘１丁目７番７号　こだまのいえ千種南ケ丘、従前の住所名古屋市中村区稲葉地本通２丁目13番地　こだまの家稲葉地Ⅲ
債務者　葛西　恵美
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９８１号
名古屋市名東区藤森２丁目287番地　青山マンション307号
債務者　鈴木　千鶴
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９９７号
名古屋市中区千代田４丁目20番16号　エトワール千代田701号
債務者　戸﨑　玲香
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３２１号
茨城県水戸市元吉田町1386番地　萩原住宅２号棟
債務者　武藤　強司
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３２３号
茨城県水戸市五軒町１丁目５番44―201号　アソール五軒町
債務者　髙石　洋子
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１５３号
新潟県長岡市来迎寺1708番地20
債務者　佐藤　美江
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第９３号
三重県志摩市阿児町甲賀825番地150
債務者　伊藤　修人
１　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１０１号
三重県鳥羽市鳥羽二丁目12番24号　扇芳閣第二カンガルーハウスＡ―15
債務者　赤塚かつ江
１　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第３２７号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋２丁目４番３号　202、転居前の住所岡山県倉敷市児島下の町２丁目８番29号
債務者　髙橋　香織
１　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第７８４号
北九州市八幡東区茶屋町９番12―501号、前住所北九州市小倉北区泉台３丁目３番１―501号
債務者　石坂　太我
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７８８号
北九州市八幡東区大谷１丁目３番10―402号
債務者　貞國まどか
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７９５号
北九州市小倉北区下到津２丁目11番25―303号
債務者　稲嶺真理エイミ
１　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６９５７号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―３―209
債務者　棚原絵里菜
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
５　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９５９号
東京都板橋区熊野町16―１―604
債務者　西田　和剛
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
５　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９６０号
東京都板橋区清水町91―１―115
債務者　島　　直登
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
５　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９８５号
東京都板橋区赤塚４丁目24―１　第三御料ビル303
債務者　片庭　清一
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
５　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部